

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

評価実施機関名

周南市長

公表日

令和8年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収及び保健事業の実施等に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条各号に掲げる事務に使用する。 ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格確認書(特別療養)、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦非自発的失業者に係る保険料軽減に関する事務 ⑧オンライン資格確認に関する事務 ・本市の保有する被保険者等の資格情報を国保情報集約システム(国保連合会)を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ提供を行う。 ・本市が提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム、中間サーバー、滞納整理システム、窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表44の項及び番号法別表の主務省令で定める命令第24条 ・番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項 <p><オンライン資格確認に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173の項 <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・69,70,71,160の項 <p><オンライン資格確認に関する事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 健康医療部 保険年金課、財政部 収納課
②所属長の役職名	保険年金課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 健康医療部 保険年金課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8312)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 健康医療部 保険年金課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8312)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [500人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民健康保険システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月30日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 ・国民健康保険法に基づき、被保険者に係る申請書の受理、その審査、保険料の賦課、徴収及び保険給付の支給をしている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条各号に掲げる事務に使用する。	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収及び保健事業の実施等に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条各号に掲げる事務に使用する。	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	② 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	② 資格確認書、資格確認書(特別療養)、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	なお、番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。		事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <公金口座登録制度に関する事務> ・国民健康保険の給付申請があった被保険者の公金受取口座情報を、本人の同意に基づいて、情報照会により取得する。	⑧ オンライン資格確認に関する事務 ・本市の保有する被保険者等の資格情報を国保情報集約システム(国保連合会)を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ提供を行う。 ・本市が提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行う。	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	<オンライン資格確認に関する事務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲)別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和8年3月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認に関する事務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3	事後	
令和8年3月30日	II しいき値判断項目 いつ時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	